

11 経済産業省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 ・関係官庁
1042010	市町村に対しての工場立地法の 制限緩和	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場に関しては環境保全の配慮から、工場内に敷地の20%以上の緑地を植えるように義務付けている。しかし、もともと山林の多い市町村に関しては、工場内に緑地を増やさなくても山林があるので、そのような市町村に工場を建設する場合は、敷地内の緑地、環境施設面積の割合を減らし、生産施設面積の割合を増やして工場を立地することができるようにする。	豊前市は福岡県の東南端に位置し、北を周防灘、南を犬ヶ岳、求菩提山があり、海と山の自然に囲まれている市である。特に山林は市の面積の60%以上を占めており、農業用耕地を合わせて80%近くを占める緑豊かな田園都市である。このような自然環境に恵まれている市町村は、工場内の緑地を増やしても工業都市、大都市と違い、工場立地法で謳われている緑地の効果はあまりないように思われる。そこで山林が市町村面積の50%以上を占めている市町村については工場立地法の特定工場の緑地を含む環境施設を10%以上とし、残りの立地法制限との差を生産施設面積比率の上限に上乗せできるようにする。	豊前市では、工場立地法の工業団地特例を受けている団地があるのだが、団地の分譲はすでに完了しているため、団地内にある体育施設等を工場用地にはどうかという意見が出た。しかし工場立地法の環境施設等面積割合の規制により困難であることが判明するのだが、その時に市内の50%以上が山林の当市で緑地が足りないということに違和感を感じた。緑地が多い当市ならば、工業化の進んだ市町村より、最小限度の環境施設のみで工業立地は可能なのではないかと。そうすることによって、企業の用地取得コストを上げたり、自治体の提供する用地と企業が確保したい面積に相違が生じやすかったりと工場を誘致するときに発生する支障を解消することができ、地域産業の活性化につながる。工場立地法の緑地、環境施設に関する規制の緩和そして生産施設面積比率上限の増加をお願いしたい。	福岡県	豊前市	経済産業省
1080080	工場立地法の弾力的運用	各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、「飛び緑地」についても工場敷地面積に算入する。	各工場の敷地面積に、下記のような一定要件を満たす「飛び緑地(借地を含む)」を算入できるように工場立地法を弾力的に運用する。 住宅地を含まない 一団の工場(事業所を含む)の集積地区において、その地区内の近接距離にある 同一企業用地(借地を含む)であることなど一定の要件を満たす企業の飛び緑地(借地を含む)については、工場の敷地面積に算入することができるなど工場立地法の趣旨の範囲内で同法を弾力的に運用する。	瀬戸内臨海部の工場集積地区等においては、工場敷地に余裕がなく工場建て替え時に必要な緑地が確保できないため、建て替えが進められない既存工場が多い。この結果、工場の施設更新や増設など建て替えや、建て替えに伴う新たな緑地整備が進まないほか、同工場内での建て替えを断念した工場移転による空地が増加している。 「飛び緑地」を認めることにより、工場の建て替え時に必要となる緑地の確保を容易にすることで、既存工場の老朽化した施設の省エネ・環境配慮型施設への更新や建て替えの際に必要な新たな緑地の確保が促進されることが期待できる。	兵庫県	兵庫県	経済産業省
1066010	原動機付自転車等の課税標識の様式緩和 (松山選択希望制ナンバープレート特区)	通達により規定されている原動機付自転車等の課税標識(以下、「ナンバープレート」という。)について、緩和により市独自のナンバープレートの交付を可能とする。	ナンバープレートの様式を緩和し、観光・地域振興等に活用する。 具体的には、 ・上段に市名のほか、「地域名及び図」を表示し、「市」は表示しない。(仮称)「道後・松山」 ・上段部分の下地へ規定色以外の色を塗布し、安全運転の向上に向けたアピールを併せて行う。 ・上位のケタ数字が有効数字でない場合は、「」に代わり「0」を表示する。 本特例措置の実施は、共同提案事業者と協力して行うことで、松山市総合計画の「物語のある観光日本一のまちづくり」で目指している観光客数の増加に向けた取組みを推し進める。	「道後」は、松山市の観光拠点で、「『坂の上の雲』のまち再生計画」の中心地域の一つであるにもかかわらず、アンケート調査によると「道後温泉は松山市にある」という認知度は低い。 そこで観光・地域振興をさらに押し進めるため、緩和されたナンバープレートに(仮称)「道後・松山」と表示し、「道後(温泉)は松山市にある」という事実をはじめ、地域の活性化に向け共同提案事業者と協業していく。 (措置の具体的効果) ・松山市の啓発 ・「道後・松山」を表示した原動機付自転車が動く広告塔となる。 ・地域への想い 松山市民をはじめ、全国各地の松山市出身者に対し、松山市への思いを醸成させるメッセージを共同提案事業者と共に発信できる。 ・安全運転の向上 注目されることにより運転マナーの向上に寄与する。	愛媛県	松山市、愛媛県二輪自動車共同組合、中予地区自転車販売店協会	総務省 経済産業省
1111010	焼酎排液からエタノールを抽出できる規制緩和	アルコール事業法で規定されている、「適確に遂行するに足る経理的基礎、で経営基盤の充実がなされないベンチャー企業への配慮、および、「技術的能力」で主たる技術者の職歴及び資格・免許の取得状況の項目の資格緩和。 「経済産業省令で定める基準」の販売業者に対する数量(日量400%)の緩和。	酒造会社にプラントを設置することで、焼酎排液の熱エネルギー(100%)を有効に活用できる。即ち、排液に含まれるエタノールの抽出、及び排液中の有機物を固形燃料化するエネルギーに活用でき、使用する化石燃料の軽減を図る事が出来る。設置予定の酒造会社の排液には、10%前後のエタノールが含まれており、一日400%のエタノールが生産出来ます。 E10対応エタノールを自動車メーカーと共同で生産し、志布志市の公用車や市民に使用して頂く計画です。 志布志市で実証した後、鹿児島県、九州全県に普及することを計画しています。	アルコール事業法第6条第1項の経理的基礎及び技術的能力について、私共はベンチャー企業で資本の蓄積がなく資金的には余裕がない状態であり、同許可基準での事業化は困難と考えています。また、技術的能力の項で、指導要綱には主たる技術者の資格・免許等が必要とありますが、その取得は大きな問題です。焼酎排液は資格を持った技術者が飲料アルコールを生産した残渣であり、排液からの再度の酒造技術は不要かと考えています。 アルコール事業法の基準達成費用と処理受託との問題でアルコール事業は断念した経緯があります。 許可基準の数値がなく対応が困難である。	鹿児島県	株式会社 環境基礎研究所	経済産業省

11 経済産業省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 ・関係官庁
1003010	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	現行実施されている特例措置「1131(1143)「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構)から提供を受ける講座について、認定講座開設者が行う修了認定に係る試験の実施に換えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるよう拡充措置を講じる。	認定講座開設者に換えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構)から修了問題の提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるようになり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。さらに、講座開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	東京都	アール・プロモトリック株式会社	経済産業省
1003020	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充	現行実施されている特例措置「1132(1144)「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構)から提供を受ける講座について、認定講座開設者が行う修了認定に係る試験の実施に換えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(CBT)で随時実施できるよう拡充措置を講じる。	認定講座開設者に換えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、独立法人情報処理推進機構)から修了問題の提供を受けてCBTで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該措置における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるようになり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。さらに、講座開設者の負担となっている修了試験に関する事務の低減が図れる。	東京都	アール・プロモトリック株式会社	経済産業省
1029160	不法投棄された家電の家電リサイクル法の適用除外(市で分別リサイクルを行う)	家電4品目については、家電リサイクル法によりリサイクル料金を支払ってリサイクルすることが義務付けられているが、不法投棄された家電4品目については適用除外とし、回収した市において独自に解体、分別リサイクルを行うようにする。	現在、不法投棄された家電4品目については市の予算でリサイクル料金を負担して法のリサイクルルートに乗せて処理している。不法投棄による家電4品目の数は、それほど多くはないが、そもそも法が違法行為である不法投棄された家電について想定したものであるかも疑問があり、不法投棄された家電4品目に限り、法の適用除外とすることにより、市の処理施設において、市独自のリサイクルを行いたい。	家電4品目について、家電リサイクル法により、リサイクル料金を支払わなければならないが、不法投棄された家電については市がその料金を負担している。本来不法投棄は違法行為であり、あってはならないことであるが、現実問題として発生している。そのリサイクル料金を市が負担することは、本来の排出者負担の原則からはずれものである。そこで、不法投棄された家電4品目については法の適用除外として、本来のリサイクルルートによらず、回収した市により独自のリサイクル処分を行ってもよいこととする。	岐阜県	多治見市	経済産業省 環境省
1067020	新エネルギー等利用義務量の引き上げ(ソーラー特区)	現行法から算出される新エネルギー等電気の利用目標量について、地域独自の算定により引き上げる。	松山市地域の電気事業者の新エネルギー等利用目標量を引き上げることで、「環境にやさしい自然と共生するまち」を目指す。 具体的には、松山市地域の電気事業者については、松山市地域からの太陽光発電相当量を、現行法で課せられた新エネルギー等利用目標量(2010年)に上乗せすることで引き上げる。 それにより、太陽光発電余剰電力の買取りの長期保障を促し、市の太陽光発電を中心とした環境施策の円滑な推進を図る。	松山市は地球温暖化対策補助事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候に恵まれ太陽光発電に恵まれた地域であり、市民によるソーラーパネルの設置も進んでいる。 この事業を円滑に推進するためには、電気事業者が太陽光発電余剰電力を積極的に長期にわたって購入することが必要である。 しかし、各電気事業者に課せられた利用義務量については、バンキングにより現在大幅に超過達成されている。また、電気事業者によっては、今後も利用目標量が超過できる見通しのなかで、新エネルギーの種類によっては買取制限することも考えられる。これに対し、利用目標量の引き上げ(枠拡大)によって、太陽光余剰電力の買取りの長期保障を促すものである。	愛媛県	松山市	経済産業省 環境省

11 経済産業省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 ・関係官庁
1067030	太陽光発電の余剰電力買取価格の長期保証 (ソーラー特区)	現行法においては、太陽光発電の余剰電力買取価格に特段に定めがなく(契約者間で決められているため、太陽光発電の余剰電力買取価格を長期に保証(新規設置から20年)する。	太陽光発電の余剰電力買取価格を現在の販売価格と同額または同額以上を長期に保証することで、ソーラーパネルの設置利用促進を図る。 ドイツにおいては「再生可能エネルギー優先のための法律」において、再生可能エネルギーで発電されるものは、買取価格及び買取期間(20年間)が政府により保証されている。EU内、ヨーロッパ内はもちろん、中国、イスラエル、インドなど約40カ国において、ドイツの法律をモデルとする再生可能エネルギー法がすでに導入あるいは検討されている。 松山市においても、太陽光発電の余剰電力を販売価格(23円70銭)と同額または同額以上で買い取ることを長期(20年)に保証すること。	太陽光発電の余剰電力買取価格は、契約者間で決めることとされているが、全国的に各電力会社は太陽光発電に協力するために自主的に「環境価値」という金額を上乗せし、販売価格と同額で購入している。松山市においても同様である。 しかし、太陽光発電は技術的發展途上段階にあり技術的發展にともない発電にかかるコストが低下した場合、余剰電力買取価格が下がることが考えられる。 そのため、太陽光発電の設備投資にあたり、余剰電力買取価格が長期に保証されていれば安心して設置することができ、太陽光利用促進を図ることができる。	愛媛県	松山市	経済産業省
1067040	住宅用太陽光発電システムの余剰電力販売用電力量計有効期間の緩和 (ソーラー特区)	現行法で規定されている太陽光発電システム余剰電力販売用電力量計の有効期間(10年または7年)を太陽光発電システムの耐用年数が17年であることを鑑み20年に延長することで、電力量計の検定に係るシステム設置者の費用負担が削減される。	太陽光発電システムの余剰電力販売用電力量計の有効期間(10年または7年)が規定されていることで、耐用年数内に余剰電力販売用電力量計の検定を受ける必要があるが、この有効期間を太陽光発電システム本体の耐用年数が17年であることを鑑み20年に延長することで、これに係る設置者の費用負担が削減され、石油代替エネルギーである太陽光発電システム導入促進へと繋がる。	松山市は温暖な瀬戸内気候で、日照条件に恵まれた地域特性を生かし、新エネルギーの中でも特に太陽エネルギーの利用促進に重点を置いている。新エネルギー導入の大きな課題であるコスト負担を軽減するため、太陽光発電システム設置補助を平成12年度より実施している。太陽光発電システムの設置に係る更なる費用の軽減を図るため、余剰電力販売用電力量計の有効期間を太陽光発電システムの耐用年数が17年であることを鑑み20年に延長する。これにより、松山市内のシステム設置者(1,949世帯)及び公共用太陽光発電システム設置事業者の費用負担が軽減されると考える。	愛媛県	松山市	経済産業省
1008020	ソーラー発電の売電について	1万5千キロワット以上の電力を売電する場合は、大規模事業者に該当するが、当該規制を緩和する。	NPOや社会福祉法人など公益性のある団体がソーラー発電による売電を行う場合は、売電量に関わらず、大規模事業者には該当しないこととする。	ソーラー発電は二酸化炭素を排出しない環境にやさしい発電施設である。このソーラー発電を普及させるためにも、売電主体の対象を公益団体のみに限定して緩和する必要があると考える。	茨城県	個人	経済産業省
1038010	修了者に対する第3種電気主任技術者試験の理論を免除する講座の開設	電気事業法に基づく省令の規程による電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準は、短期大学またはこれと同等以上の教育施設の場合、電気工学または電子工学等の基礎に関する単位を14単位と定めている。この単位を修得したものに對し、さらに認定基準の学校等が同上の基礎に關し、さらに知識修得講座を開設し、この講座を修了したものに對して修了試験を行い、合格したものに對して、第3種電気主任技術者試験の理論の科目に合格したものとす。	電気、電子など基礎理論の知識習得を徹底することにより、強電分野だけでなく(電子・情報分野など多方面にわたる職場での電気主任技術者の強固なステータスを確立できる。具体的には第3種、第2種の電気主任技術者免状の認定校等が、電気工学または電子工学等の基礎に關し、さらに数単位の講座を開設する。講座開設に当たっては所轄官庁に履修計画、修了認定の基準、修了認定試験の実施方法等について提出し、同意された場合、認定講座とする。修了認定に係る試験に使用する問題は、所轄官庁(または試験実施機関)の審査を受けるが、所轄官庁(または試験実施機関)から提供されたもので行う。	認定校においては、教育効果の点から、多くの学生が試験による取得方法を実施している。(財)電気技術者試験センターによると、ここ数年第3種受験者は全国で4万人余りでやや減少気味であり、合格率は18年度の場合、10.7%(全国)である。試験科目は理論、電力、機械、法規の4科目であり全科目とも理論の知識習得がベースとなっているが、科目合格においては他の科目と同列である。従って合格の鍵を握る理論は、この特区制度によって習熟度をあげることができ、合格率、主任技術者の認知度、技術力の向上に繋がり、広範囲な電気技術への応用が期待できる。	愛知県	学校法人電波学園 名古屋工学院専門学校	経済産業省

11 経済産業省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1065020	火薬類取締法における第23条(取扱者の制限)事項の年齢制限緩和	火薬類取締法における年齢制限は18歳以上を旨としているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。	年齢制限を特定条件下(特区内花火業者敷地内作業所にて取り扱い責任者立会いの下)にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	秋田県	花火ときめきチーム	経済産業省
1065030	火薬類取締法における第25条(消費)事項の規制緩和	火薬類取締法における消費は都道府県知事の許可をむねとしているが、許可権限の数量規制を特区内のみ緩和していただきたい。	消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となる。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPOの法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。	秋田県	花火ときめきチーム	総務省 経済産業省
1118010	バイオガス由来のメタンガスを主成分とした精製ガス(以下、バイオメタンと略す)の高圧圧縮充填に伴う保安統括者の選任要件の緩和	現行法で規定されている保安統括者及び保安係員の選任について、安全を保證する措置をとることによって保安統括者が高圧ガス製造施設に常駐することを不要とする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物嫌気性処理を行い、同プロセスにおいて発生するバイオガスを精製、エネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。その課題となるバイオメタンを圧縮充填する施設毎に保安統括者及び保安係員を選任するコストの削減を検討する。 具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな垂水市において、平成18年度から3か年のNEDOの新規エネルギー利用技術フィールドテストを行なう。シリンドラ容器(ポンペ)にバイオメタンを圧縮充填する際に保安統括者及び保安係員を選任する要件を、適切な安全対策をとることで緩和し、選任のコストと生産現場に部外者が常駐する問題を解決する。	提案理由: 垂水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討している。しかし、バイオメタンを圧縮充填する際に現行法では保安統括者及び保安係員の選任が必要なため、人件費の増大と生産現場の忌避を招いて事業モデルが拡大しない。 代替措置: 対象となる発酵・精製・圧縮の設備が既存技術の組み合わせであり、かつガスの主要な原材料である豚糞の性状も一定していることから、圧縮過程において一般高圧ガス保安規則が定める保安統括者及び保安係員を選任することなく、施設の安定した稼働が可能である。メタンガスを中心成分とするバイオメタンが都市ガスに近い性状であることを監視し、ガス事業者が定期点検や非常時の技術者派遣などの保安管理を行ない、また警報装置や非常停止などの安全対策を施すことで、正式な保安管理の要員を常駐させることと同等の安全確保が図れると考える。	鹿児島県	株式会社日本総合研究所、垂水市	経済産業省
1118020	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を輸送容器として用いるための要件緩和	現行法で圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用することを禁止していることに対し、容器を荷台等に適切に固定することにより、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用することを可能にする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物に嫌気性処理を行い、同プロセスから発生するバイオガスを精製して、近隣のエネルギー需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。運送コスト削減のため、輸送効率に優れた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(高圧(20~24.8MPa)・軽量複合容器)をバイオメタン輸送に使用する。具体的には、豚や焼酎の生産が盛んな垂水市において、平成18年度から3か年のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。バイオメタンの含有成分制御技術の構築、バイオメタンの容器への高圧貯蔵の安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件になる。	提案理由: 垂水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討している。課題となるバイオメタンの運送コストを本特例措置により削減し、事業モデル構築する。またバイオメタンが容器に与える影響を実証し、圧縮天然ガス自動車容器をバイオメタン運送用容器として利用可能か検証する。 代替措置: 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は輸送用途に使用できない、運送車両の荷台等に適切に固定することで、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器と同等の環境を確保することが可能である。また、バイオメタンを一定の品質以上に設定することにより、容器性能に及ばずバイオメタンの安全性を確保した上で、事業期間内にバイオメタンが容器に与える影響を検証する。実証試験により得られた知見を基に、圧縮天然ガス自動車容器のバイオメタン運送自動車用容器への適用可能性を判断することが可能となる。	鹿児島県	株式会社日本総合研究所、垂水市	経済産業省

11 経済産業省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 ・関係官庁
1118030	圧縮水素運送自動車用容器の 技術基準を圧縮天然ガス運送自 動車用容器として用いるための 要件緩和	現行法の圧縮水素運送自動車用容器は対象 ガスを純水素に限定していることから、バイオ ガス由来のメタンガスを主成分とした精製ガス (以下、バイオメタンと略す)を圧縮充填して運 送することができない。バイオメタンの容器への 圧縮充填に際して、安全上の支障のない性能 を満たすことを条件に、圧縮水素運送自動車 用容器をバイオメタンの運送目的で使用す ることを可能にする。	畜産廃棄物及び有機廃棄物に嫌気性処理を行い、同プロ セスから発生するバイオガスを精製して、近隣のエネルギー 需要家まで搬送し、化石燃料代替として利用する事業の構 築を目指す。運送コスト削減のため、輸送効率に優れた圧縮 水素運送自動車用容器(高圧(35MPa)・軽量複合容器)をバ イオメタン輸送に使用する。具体的には、豚や焼酎の生産が 盛んな垂水市において、平成18年度から3か年のNEDOの新 規エネルギー利用技術実証試験を行う。バイオメタンの含有 成分制御技術の構築、バイオメタンの容器への高圧貯蔵の 安全性の検証は、需要家が求める高品質・低価格のエネル ギーを効率的に供給するための要件になる。	提案理由: 垂水市では、豚糞や焼酎粕の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供 給を検討をしている。課題となるバイオメタンの運送コストを本特例措置により削 減し、事業モデル構築する。またバイオメタンが容器に与える影響を実証し、圧縮 水素運送自動車用容器をバイオメタン運送用容器として利用可能か検証する。  代替措置: 圧縮水素運送自動車用容器は、対象ガスを純水素に限定している。その為、バ イオメタンガスの高圧充てんはできない。バイオメタンを一定の品質以上に設定 することにより、容器性能に及ぼすバイオメタンの安全性を確保した上で、事業期 間内にバイオメタンが容器に与える影響を検証する。実証試験により得られた知 見を基に、圧縮水素運送自動車用容器のバイオメタン運送自動車用容器への適 用可能性を判断することが可能となる。	鹿児島県	株式会社日本 総合研究所、 垂水市	経済産業省
1072010	東京湾岸地域における経済特区	日本経済の国際競争力を強化していくため、東 京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしく みとして、法規制の緩和とともに、税の減免や 融資制度の拡充など思い切ったインセンティブ を講じる経済特区を設置する。	1 優遇措置等 (1)進出企業に対する優遇措置 —法人税の軽減(所得から一定割合控除、投資減税の 実施、特別償却の拡充、投資損失準備金制度の創設) —登録免許税の免除 —法人事業税の免除 —事業所税の免除 —不動産取得税の免除 (2)上記一から一税制特例による地方税減収分の実質 的な補填措置 2 融資制度・税優遇措置等の拡充 (1)民間都市再生事業計画の積極的な認定 (2)民間都市再生事業計画の認定申請期限の延伸 3 法規制の緩和 (1)特許料・特許審査請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長	日本経済の国際競争力の強化を図るため、環境・エネルギー、バイオ・ゲノム、 研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点の形成を図る企業 に対し、特定の地区において法規制の緩和を図るとともに、税の減免や融資制度 の創設・拡充など思い切ったインセンティブを講じ、集中投資を促すしくみを講ず る必要がある。	東京都	東京都	経済産業省
1109250	民間資格の取得による弁理士試 験の試験科目の一部免除	弁理士試験において、弁理士法第10条及び弁 理士法施行規則の定める試験科目のうち、当 該試験科目と同様の難易度があると認められ る民間資格を取得している場合は、弁理士試 験の科目免除を認める。	弁理士試験科目と同等の内容、難易度があると認められた 民間資格を取得した者が、弁理士試験を受験する場合は、 当該弁理士試験科目を免除する。 具体的には、著作権に関する民間資格を取得した者が、短 答式試験を受験する場合は、著作権に関する問題を免除、 コンプライアンスに関する民間資格を取得した場合には、弁 理士試験論述科目である弁理士の業務に関する法律を免除 の措置を行う。	当該規定が緩和されることで、弁理士試験の受験者の学習負担が軽減される一 方で、高い専門知識を有する人材の輩出に役立つ。また、民間資格の取得者か ら弁理士試験の受験を検討する人材も想定され、弁理士試験の受験者増加はも とより、知的財産立国に向けた人的基盤の整備に大きく役立つと考ええる。	東京都	株式会社 サ ーティファイ、社 団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	経済産業省
1001010	商標登録出願手続の行政書士 への開放	弁理士法第75条により、特許、実用新案、意匠 若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録 出願に関する特許庁における手続等は弁理士の 独占業務とされているが、弁理士が少ない 「弁理士過疎地域」での商標登録出願手続に 限り、行政書士もいえるよう、規制を緩和すべ きである。	弁理士が少ない「弁理士過疎地域」で、行政書士が商標登 録出願手続を行う。	弁理士は全国に約6千名登録しているが、都市部に集中・偏在しており、弁理士 が少ない「弁理士過疎地域」では、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を 強いられている。企業の利便・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手と して行政書士を活用すべきである。行政書士は全国に約3万9千名登録しており、 全国に満遍なく存在している。行政書士は地域密着の法律専門家として、知的財 産権法務(著作権登録、特許・著作権等のライセンス契約書作成等)を行ってい るが、商標調査・相談等の商標登録出願を支援している実態もある。平成12年の 弁理士法改正で、弁理士は「特許等の契約締結代理」ができるようになった(同 法第4条)が、一方的に行政書士業務「契約書作成」に乗り入れたものである。相 互乗り入れの観点からも、行政書士に商標登録出願手続を認めるべきである。	香川県	個人	経済産業省

11 経済産業省 検討要請

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために 必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管 ・関係官庁
1109100	障害者を多数雇用する企業との 優先契約	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	随意契約に当たっては、他の条件が等しければ、障害者を多数雇用している企業を優先する。	障害者が健常者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の範とする。	東京都	社団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	総務省 経済産業省
1109220	創業促進特区	地域における新技術採用品の当該地域内「官庁の試験調達の促進(試験調達制度)」及び同採択手続きの合理化	新技術内容を採用側で審査して欲しい。また、試験調達なので、実証実験のつもりで指導願いたい。	「試験調達」制度において、過去の採用実績を記載させるのは制度的に矛盾している。政策的判断で例えば創業5年以内の企業から優先調達(随意契約)することによって、地域産業の興隆を図ることができる。	東京都	社団法人日本 ニュービジネス 協議会連合会	総務省 経済産業省